

## 錦江町まち・ひと・『MIRAI』創生協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、錦江町まち・ひと・『MIRAI』創生協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、錦江町総合戦略を推進し、子や孫に希望あふれる未来を創り、及び繋ぐことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 錦江町総合戦略の推進に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の推進に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要なこと。

## 第2章 協議会の組織

(構成員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 錦江町副町長
- (2) 錦江町議会議長
- (3) 錦江町商工会会長
- (4) 鹿児島きもつき農業協同組合理事
- (5) 錦江町特産品協会会長
- (6) 町内NPO団体等の代表
- (7) 町長が特に必要と認める者

(役員等)

第5条 協議会に会長1人、副会長1人、及び理事を置く。

- 2 会長、副会長及び理事は、構成員の互選により定める。
- 3 会長、副会長及び理事の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(会長等の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、総会に付議された重要事項を審議する。

(事務局等)

第7条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、次長及び職員を置き、会長が任命する。

3 事務局の所在地は、地域活性化センター神川内とする。

(顧問及び参与)

第 8 条 協議会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(オブザーバー)

第 9 条 会長は、協議会の活動に密接なつながりをもつ者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

(会議)

第 10 条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が必要と認めるとき、これを召集する。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議は、委員並びに理事の半数以上の出席がなければ、これを開くことはできない。

5 議事は、出席委員並びに出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 総会は、規約の変更、予算、決算、その他重要事項を議決する。

7 理事会は、総会に付議された重要事項を審議する。

### 第 3 章 協議会の財務

(予算)

第 11 条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、総会の議決を得なければならない。

2 協議会の会計年度は、錦江町の会計年度による。

(決算)

第 12 条 会長は、毎会計年度終了後 2 月以内に協議会の決算を調製し、総会の認定を受けなければならない。

(監査)

第 13 条 協議会に監事 2 人を置く。

2 監事は、委員と協議のうえ、会長が選任する。

3 監事は、毎会計年度少なくとも 1 回以上協議会の会計を監査しなければならない。

4 監事は、前項により監査を実施したときは、その監査の結果を総会に報告しなければならない。

(協議会の規程)

第 14 条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の執行、その他協議会の運営に関して必要な規定を設けることができる。

### 附 則

この規約は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。